

## ■自動車税環境性能割 (県税)

## ■軽自動車税環境性能割 (市町村税)

この税は、自動車及び軽自動車の燃費性能に応じて、取得時に課税されるものです。  
自動車税環境性能割の44.65%は市町村に交付されます。



自動車及び軽自動車を取得した人。  
ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは買主。



区分		税率
軽自動車以外の自動車	自家用	取得価額の 0～3%
	営業用	取得価額の 0～2%
軽自動車		取得価額の 0～2%

※取得価額には、エアコン・ラジオ等のように自動車と一体になっているものの価額も含まれます。

※消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応として、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用の乗用車を取得する場合、税率1%分が臨時的に軽減されます。

※新車・中古車問わず対象です。



自動車を取得した人が、運輸支局に新規登録等の申請の際、自動車税事務所に申告し、自動車税証紙で納めます。

※OSS（自動車保有関係手続きのワンストップサービス）とは、自動車を保有するために必要な多くの手続き（検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の納税等）をオンラインで一括して行うことができるものです。

令和3年5月現在、新車新規登録・継続検査・中古車新規登録・抹消登録等のOSSによる申請が奈良県を含めた44都道府県で可能となっております。

OSSの詳細・ご利用方法については、自動車保有関係手続のワンストップサービス・ポータルサイト（URL：<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>）をご覧ください。



取得した時の価額が50万円以下のときは、この税金は課税されません。

※無償で自動車をももらった場合や、特別に安くしてもらった場合には、通常の取引価格が取得したときの価額となります。



身体障害者等が所有し使用する自動車や身体障害者等が利用するための特別な構造の自動車について、一定の要件に該当すればこの税金が減免されます。なお、申請の手続きが必要ですので、要件など詳しくは自動車税事務所にお問い合わせ下さい。

※自動車税種別割や軽自動車税種別割の減免の基準と異なるものがあります。

◎環境性能割の税率等について

◆環境性能割の非課税・特例税率等一覧

①税率区分

車種	適用要件	軽減内容					
		自家用		営業用			
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車		
電気自動車(燃料電池車含む)		非課税	非課税	非課税	非課税		
天然ガス自動車	平成21年排出ガス基準10%低減(3.5t超~12t以下) 平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下)	非課税	非課税	非課税	非課税		
プラグインハイブリッド自動車(登録車に限る)			-		-		
ガソリン自動車(ハイブリッド自動車含む)	乗用車	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)	非課税	非課税	非課税	非課税	
		かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1.0% (非課税)	非課税	非課税	非課税	
		かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2.0% (1.0%)	1.0% (非課税)	0.5%	0.5%	
		かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3.0% (2.0%)	2.0% (1.0%)	2.0%	1.0%	
		かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成			1.0%	0.5%	
		かつ令和12年度燃費基準55%達成			2.0%	1.0%	
	上記に該当しない車	3.0% (2.0%)	2.0% (1.0%)	2.0%	2.0%		
	バス・トラック(軽量車) 軽自動車はトラックに限る 車両総重量2.5t以下	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)	かつ令和2年度燃費基準+5%達成のバス	非課税	-	非課税	-
			かつ平成27年度燃費基準+25%以上達成のトラック	1.0%	非課税	0.5%	非課税
			かつ令和2年度燃費基準達成のバス	2.0%	1.0%	0.5%	0.5%
かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成のトラック			3.0%	2.0%	1.0%	1.0%	
かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成					2.0%	2.0%	
上記に該当しない車	3.0%	2.0%	2.0%	2.0%			
バス・トラック(中量車) 車両総重量2.5t超3.5t以下	①平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税	-	非課税	-	
		かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	1.0%	-	0.5%	-	
		かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2.0%	-	1.0%	-	
		かつ令和2年度燃費基準達成のバス	非課税	-	非課税	-	
		かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成のトラック	1.0%	-	0.5%	-	
		かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	2.0%	-	1.0%	-	
	②平成17年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準25%低減(☆☆☆)	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	3.0%	-	2.0%	-	
		上記に該当しない車	3.0%	-	2.0%	-	
		乗用車(登録車に限る)	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)	非課税	-	非課税	-
			かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1.0% (非課税)	-	非課税	-
かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2.0% (1.0%)		-	0.5%	-		
かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3.0% (2.0%)		-	1.0%	-		
かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成			-	2.0%	-		
上記に該当しない車	3.0% (2.0%)		-	2.0%	-		

車種	適用要件	軽減内容					
		自家用		営業用			
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車		
乗用車 (ハイブリッド車含む)	平成21年排出ガス基準適合又は、平成30年排出ガス基準適合	かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	-	非課税	-	
		かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (令和5年3月31日まで)	1.0%	-	0.5%	-	
		かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (令和5年3月31日まで)	2.0%	-	1.0%	-	
		かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (令和5年3月31日まで)	3.0%	-	2.0%	-	
		かつ上記に該当しない車 (令和4年3月31日まで)	3.0%	-	2.0%	-	
		かつ上記に該当しない車 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	3.0% (2.0%)	-	2.0%	-	
	ディーゼル自動車	平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%以上低減又は、平成30年排出ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税	-	非課税	-
			かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	1.0%	-	0.5%	-
			かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2.0%	-	1.0%	-
			かつ平成21年排出ガス基準適合	非課税	-	非課税	-
かつ令和2年度燃費基準達成のバス			1.0%	-	0.5%	-	
かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成のトラック			2.0%	-	1.0%	-	
バス・トラック(中量車) 車両総重量2.5t超3.5t以下 (ハイブリッド車含む)		平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%以上低減又は、平成28年排出ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	3.0%	-	2.0%	-
			かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成	3.0%	-	2.0%	-
			かつ平成27年度燃費基準達成	3.0%	-	2.0%	-
			上記に該当しない車	3.0%	-	2.0%	-
バス・トラック(重量車) 車両総重量3.5t超 (ハイブリッド車含む)	平成21年排出ガス基準NOx及びPM10%以上低減又は、平成28年排出ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	非課税	-	非課税	-	
		かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成	1.0%	-	0.5%	-	
		かつ平成27年度燃費基準達成	2.0%	-	1.0%	-	
		上記に該当しない車	3.0%	-	2.0%	-	

## ◆環境性能割の非課税・特例税率等一覧(つづき)

②税率区分(令和12年度燃費基準、令和2年度燃費基準及び平成27年度燃費基準エネルギー消費効率を算定していない自動車)

車種	適用要件	軽減内容			
		自家用		営業用	
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
乗用車 (ハイブリッド自動車含む)	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)				
	かつ平成22年度燃費基準+84%達成	非課税	非課税	非課税	
	かつ平成22年度燃費基準+62%達成	1.0% (非課税)	非課税	非課税	
	かつ平成22年度燃費基準+50%達成	2.0% (1.0%)	1.0% (非課税)	0.5%	
	かつ平成22年度燃費基準+19%達成	3.0% (2.0%)	2.0% (1.0%)	2.0%	1.0%
	上記に該当しない車			2.0%	
	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)				
	かつ平成22年度燃費基準+57%達成のバス	非課税	-	非課税	-
	かつ平成22年度燃費基準+57%以上達成のトラック		非課税		非課税
	かつ平成22年度燃費基準+50%達成のバス	1.0%	-	0.5%	-
かつ平成22年度燃費基準+50%以上達成のトラック		1.0%		0.5%	
かつ平成22年度燃費基準+44%以上達成	2.0%		1.0%		
上記に該当しない車	3.0%	2.0%	2.0%		

③税率区分(令和12年度燃費基準エネルギー消費効率を算定していない自動車、令和2年度燃費基準及び平成27年度燃費基準エネルギー消費効率を算定している自動車)

車種	適用要件	軽減内容			
		自家用		営業用	
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
乗用車 (ハイブリッド自動車含む)	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)				
	かつ令和2年度燃費基準123%達成	非課税	非課税	非課税	
	かつ令和2年度燃費基準109%達成	1.0% (非課税)	非課税	非課税	
	かつ令和2年度燃費基準達成	2.0% (1.0%)	1.0% (非課税)	0.5%	
	かつ令和2年度燃費基準80%達成	3.0% (2.0%)	2.0% (1.0%)	2.0%	1.0%
	上記に該当しない車			2.0%	
乗用車(登録車に限る) (LPG自動車)	平成17年排出ガス基準75%低減(☆☆☆)又は、平成30年排出ガス基準50%低減(☆☆☆)				
	かつ令和2年度燃費基準123%達成	非課税	-	非課税	-
	かつ令和2年度燃費基準109%達成	1.0% (非課税)	-	-	-
	かつ令和2年度燃費基準達成	2.0% (1.0%)	-	0.5%	-
	上記に該当しない車	3.0% (2.0%)	-	2.0%	-
乗用車 (ハイブリッド車含む) (ディーゼル自動車)	平成21年排出ガス基準適合又は、平成30年排出ガス基準適合				
	かつ令和2年度燃費基準達成(令和5年3月31日まで)	非課税	-	非課税	-
	かつ上記に該当しない車(令和4年3月31日まで)		-		-
	かつ令和2年度燃費基準達成(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	3.0%	-		-
上記に該当しない車	3.0% (2.0%)	-	2.0%	-	

④税率区分(上記①～③に該当しない場合)

車種	適用要件	軽減内容			
		自家用		営業用	
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
乗用車	-	-			
乗用車以外	-	3.0% (2.0%)	2.0%	2.0%	

⑤控除(バリアフリー車両及び先進安全自動車(ASV)自動車)

対象・要件等		軽減内容(初回新規登録) (令和5年3月31日までの取得に限る。)	
バリアフリー車両	ノンステップバス (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のため導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。)		取得価額から1,000万円控除
	リフト付きバス (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のため導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。)		取得価額から800万円控除 (乗車定員30人以上の空港アクセスバス)
	ユニバーサルデザインタクシー (一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。)		取得価額から650万円控除 (乗車定員30人以上) 取得価額から200万円控除 (乗車定員30人未満)
ユニバーサルデザインタクシー (一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。)		取得価額から100万円控除	
対象・要件等		軽減内容(初回新規登録)	
先進安全自動車	次の全てを搭載した車両 ・衝突被害軽減ブレーキ(AEBS) ・車両安定性制御装置(EVSC) ・車線逸脱警報装置(LDWS) ・側方衝突警報装置(BSIS)	トラック	車両総重量8t超20t以下(けん引車及び被けん引車を除く)
	次の全てを搭載した車両 ・衝突被害軽減ブレーキ(AEBS) ・車両安定性制御装置(EVSC) ・車線逸脱警報装置(LDWS)	トラック	車両総重量3.5t超8t以下(けん引車及び被けん引車を除く)
		バス等	車両総重量8t超20t以下(けん引車及び被けん引車を除く)
	衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)及び車線逸脱警報装置(LDWS)を搭載した車両	バス等	車両総重量5t超12t以下(乗車定員が10人以上で立席がない場合に限る)
側方衝突警報装置(BSIS)を搭載した車両	トラック	車両総重量8t超(被けん引車を除く)	
			取得価額から525万円控除 (令和3年10月31日までの取得に限る。)
			取得価額から350万円控除 (令和3年10月31日までの取得に限る。)
			取得価額から175万円控除 (令和5年3月31日までの取得に限る。)

※ ( )内の税率は、令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車に対する、臨時的軽減適用後の税率です。

※ NOx:窒素酸化物 PM:粒子状物質